

空家等の適正管理に関する連携協定書

上山市（以下「甲」という。）、上山市商工会（以下「乙」という。）及び公益社団法人上山市シルバー人材センター（以下「丙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲、乙及び丙が相互に連携・協力し、市内の空家等が放置され、管理不全な状態としないため適正に管理をすることにより、良好な生活環境を保全するとともに安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 市内に所在する建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地をいう。
- (2) 管理不全な状態 次に掲げる状態をいう。
 - ア 老朽化又は台風、地震等の自然災害により、空家等が倒壊し、又は空家等に用いられた建築材料が飛散して人の生命若しくは身体又は財産に被害を与えるおそれがある状態
 - イ 空家等に不特定の者が侵入することにより、火災及び犯罪が誘発されるおそれがある状態
 - ウ 樹木若しくは雑草の繁茂又は害虫の発生により、周囲の生活環境の保全に支障を及ぼすおそれがある状態
- (3) 所有者等 空家等を所有し、又は管理する者をいう。

（甲が行う業務）

第3条 甲は、この協定の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 空家等の所有者等から空家等に関する管理等に係る相談を受けた場合は、乙及び丙を紹介するものとする。
- (2) 甲は、甲が発行する広報誌に掲載する方法、インターネットを利用して閲覧に供する方法その他の適切な方法により、乙及び丙が行う空家等の管理業務の広報に努めるものとする。

（乙が行う業務）

第4条 乙は、空家等について所有者等との契約の上、第5条各号の業務以外について、丙と業務内容を協議して業務を行う。

（丙が行う業務）

第5条 丙は、空家等について所有者等との契約の上、次の業務を行う。

- (1) 目視点検（空家等の見回り、郵便物の確認等）
- (2) 除草、つた等の撤去、植木の剪定、枝下ろし、伐採（ただし、3.5メートル以内）
- (3) 前各号に掲げるもののほか、所有者等の要望による管理業務の相談を受けた場合は協議の

上行う。

（契約）

第6条 乙又は丙と所有者等が個別に協議し、契約を締結することとし、甲は、その契約に関する一切の責めを負わない。

（料金）

第7条 丙は、それぞれの業務の料金に関して見積りを行い、所有者等と協議し決定する。

（協定書の期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の1月前までに、甲、乙又は丙いずれかが別段の意思表示をしないときは、さらに1年延長されるものとし、その後においても同様とする。

（秘密保持）

第9条 乙及び丙は、この業務を通じて知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

（定めのない事項）

第10条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関して生じた疑義については、甲、乙及び丙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、それぞれ1通を保有するものとする。

平成30年4月19日

甲 上山市河崎一丁目1番10号
上山市長 横 戸 長兵衛

乙 上山市南町8番21号
上山市商工会 会長 伊藤 正志

丙 上山市弁天一丁目6番8号
公益社団法人 上山市シルバー人材センター
理事長 山口 勝博